

立川市下水道事業経営戦略

{令和3（2021）年度～令和12（2030）年度}



令和3（2021）年

立川市

目 次

立川市下水道事業経営戦略

1.事業概要	1
2.将来の事業環境	4
3.経営の基本方針	7
4.投資・財政計画（収支計画）	8
5.経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	11

別紙

【別紙A】 経営比較分析表（平成30年度決算）	12
【別紙B】 投資・財政計画（法適用企業・収益的収支）	13
【別紙C】 投資・財政計画（法適用企業・資本的収支）	14

立川市下水道事業経営戦略

団 体 名 : 立川市

事 業 名 : 下水道事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和35年5月13日	法適(全部適用・一部適用)非適の区分	法適(一部適用)
処理区域内人口密度	84.8 人 / ha	流域下水道等への 接続の有無	有り
処 理 区 数	4処理区		
処 理 場 数	錦町下水処理場(1施設)		
広域化・共同化・最適 化実施状況*1	<p>錦町下水処理場は供用開始から50年以上が経過しており、施設の老朽化対策や高度処理の全面的導入が必要ですが、現在の敷地では敷地面積が不足するとともに、整備には多額の財源が必要となります。</p> <p>下水処理の環境基準を達成し、効率的かつ安定した事業運営を行うために、立川市単独処理区の下水を北多摩二号処理区へ流域編入することとしました。</p> <p>令和5(2023)年度中の流域編入に向けて必要な施設整備として、北多摩二号水再生センターへの下水道幹線である錦幹線や送水施設の建設を進めています。</p>		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

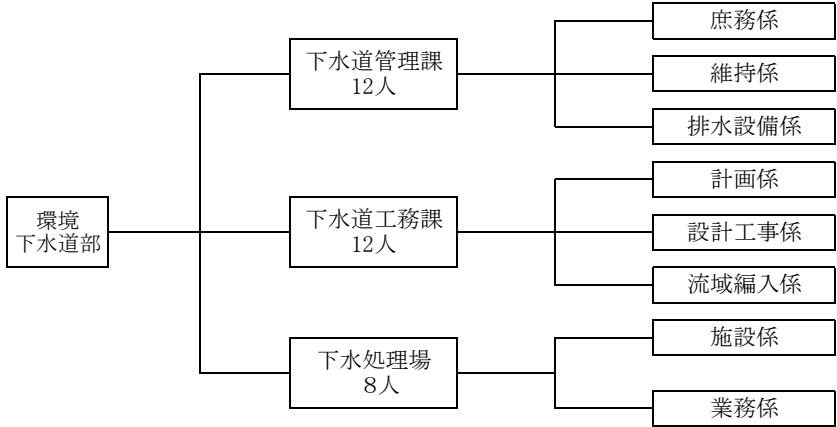
② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>水道水をご利用の場合、下水道使用料(汚水排水量)は、水道使用量と同量とみなして算出。 水道水以外の水(井戸水、雨水等)を公共下水道に排出する場合は、量水器の設置等により排出量を算定。 一般汚水の下水道使用料の額は、基本使用料と従量使用料の合計額。1ヵ月あたりの基本使用料は530円(ただし、使用日数が15日以下のときは、その100分の50に相当する額。)、従量使用料は10立方メートルを超える分。</p> <p>本市における下水道の料金は以下のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="526 571 1364 913"> <tr> <td>10^mまで</td> <td>基本使用料 530円</td> <td>101^mから 200^mまで</td> <td>200円/^m³</td> </tr> <tr> <td>11^mから 20^mまで</td> <td>75円/^m³</td> <td>201^mから 500^mまで</td> <td>245円/^m³</td> </tr> <tr> <td>21^mから 50^mまで</td> <td>115円/^m³</td> <td>501^mから 1,000^mまで</td> <td>285円/^m³</td> </tr> <tr> <td>51^mから 100^mまで</td> <td>150円/^m³</td> <td>1,001^m以上</td> <td>325円/^m³</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">下水道使用料(1ヵ月分)平成9年6月1日改正</p>			10 ^m まで	基本使用料 530円	101 ^m から 200 ^m まで	200円/ ^m ³	11 ^m から 20 ^m まで	75円/ ^m ³	201 ^m から 500 ^m まで	245円/ ^m ³	21 ^m から 50 ^m まで	115円/ ^m ³	501 ^m から 1,000 ^m まで	285円/ ^m ³	51 ^m から 100 ^m まで	150円/ ^m ³	1,001 ^m 以上	325円/ ^m ³
10 ^m まで	基本使用料 530円	101 ^m から 200 ^m まで	200円/ ^m ³																
11 ^m から 20 ^m まで	75円/ ^m ³	201 ^m から 500 ^m まで	245円/ ^m ³																
21 ^m から 50 ^m まで	115円/ ^m ³	501 ^m から 1,000 ^m まで	285円/ ^m ³																
51 ^m から 100 ^m まで	150円/ ^m ³	1,001 ^m 以上	325円/ ^m ³																
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>同上</p>																		
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>公衆浴場 1^mにつき26円</p>																		
<p>条例上の使用料*2 (20^mあたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>平成29年度 1,144 円</p>	<p>実質的な使用料*3 (20^mあたり) ※過去3年度分を記載</p>	<p>平成29年度 2,478 円</p>																
<p>平成30年度 1,144 円</p>	<p>平成30年度 2,473 円</p>																		
<p>平成31年度 1,144 円</p>	<p>平成31年度 2,509 円</p>																		

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20^mあたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20^mを乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職員数	32人(収益勘定職員20人、資本勘定職員12人)
事業運営組織	 <pre> graph LR A[環境下水道部] --- B[下水道管理課 12人] A --- C[下水道工務課 12人] A --- D[下水処理場 8人] B --- E[庶務係] B --- F[維持係] B --- G[排水設備係] C --- H[計画係] C --- I[設計工事係] C --- J[流域編入係] D --- K[施設係] D --- L[業務係] </pre>

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	下水道使用料徴収業務については、東京都水道局に委託を行っています。また、錦町下水処理場や柏町汚水中継ポンプ場、上砂町雨水ポンプ場の運転管理などについては、民間事業者に委託を行っています。
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

平成30年度の経営比較分析表を別紙Aに示しています。

2. 将来の事業環境

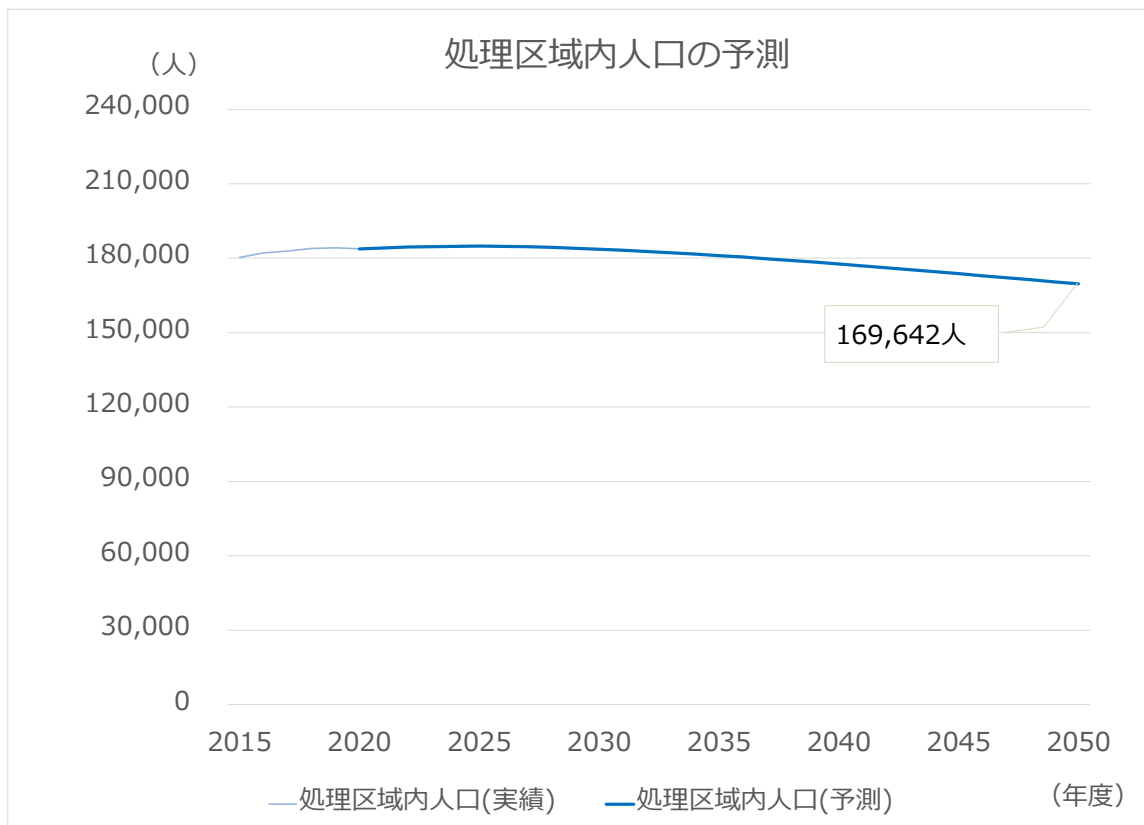
(1) 処理区域内人口の予測

処理区域内人口は下記の算式で推計を行っています。

$$\text{行政区域内人口} \times \text{普及率} = \text{処理区域内人口}$$

行政区域内人口は「立川市第4次長期総合計画後期基本計画」にある「人口の見通し」と同様に推移するものとしています。

普及率は、直近の状況が続くことを見込んで、100%としています。



(2) 有収水量(注1)の予測

(1)普及率

本市における平成31(2019)年度の普及率は100%であるため、今後もこの状況を維持していくことを見込んでいます。

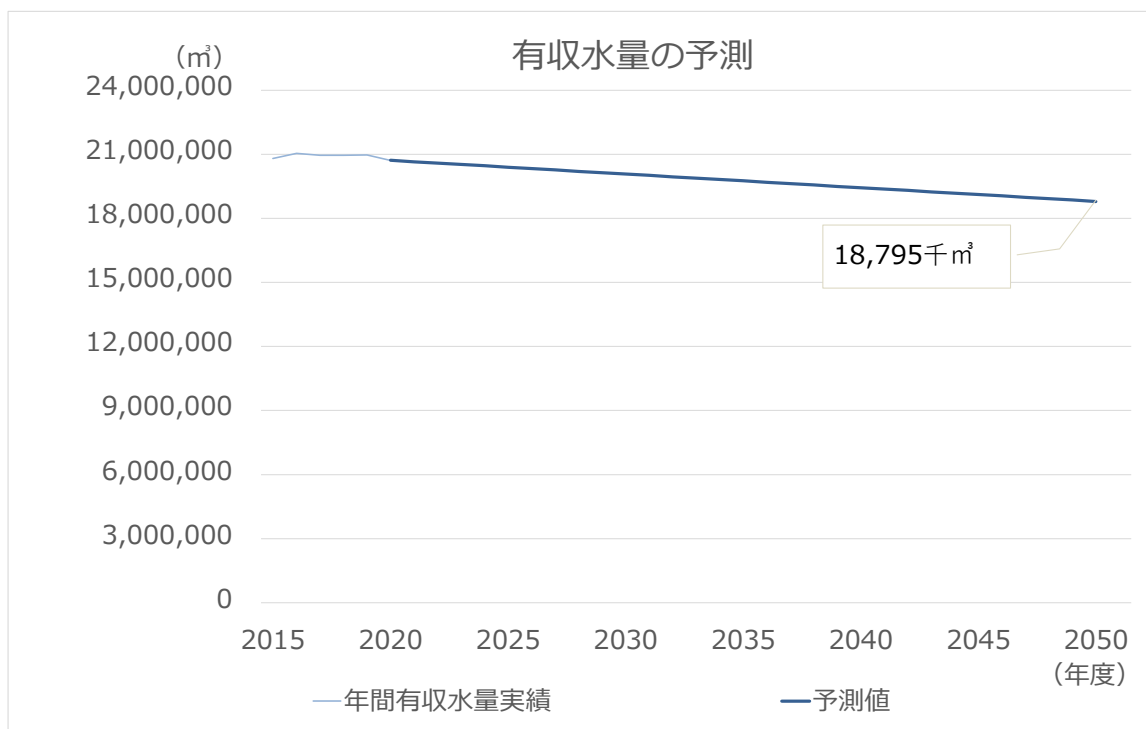
(2)水洗化率

本市における平成31(2019)年度の水洗化率は99.8%であり、ほぼ100%に近似した状況であり、今後もこの状況が続くことを見込んでいます。

(3)有収率

年度により多少の増減はあるものの、85%程度の現状の有収率を今後も維持していくことを見込んでいます。

過去10年間における汚水処理量と有収水量の実績を基に、将来30年間においても、普及率、水洗化率、有収率が同様に推移することを前提とし、将来における有収水量を算出しています。この場合、30年後の令和32(2050)年度においては、現在の20,976千 m^3 から18,795千 m^3 まで減少することが見込まれます。



(注1)【有収水量】: 下水で処理した汚水のうち、下水道使用料収入の対象となる水量。

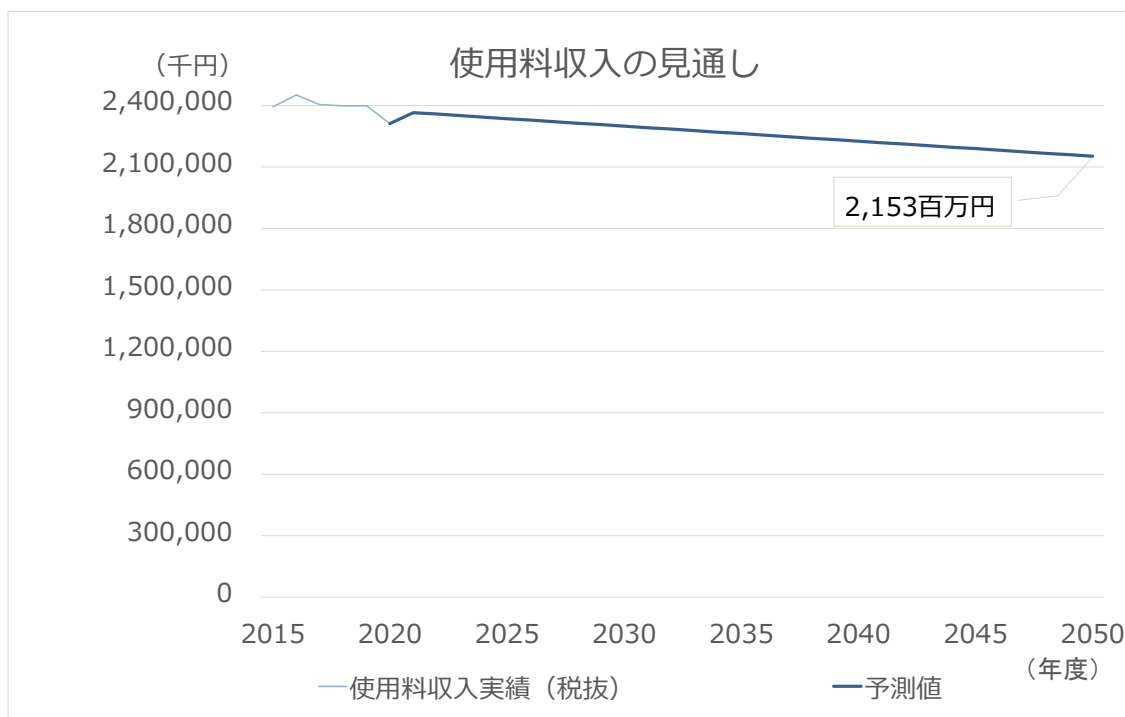
(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は下記の算式で推計を行っています。なお、料金単価については、現行どおりとしています。

$$\text{有収水量} \times \text{使用料単価} = \text{使用料収入}$$

使用料単価は平成29(2017)年度から平成31(2019)年度の平均値が継続していくものとします。

将来における使用料収入を算出しています。この場合、30年後の令和32(2050)年度においては、現在の2,399百万円(税抜)から2,153百万円まで減少することが見込まれます。



(4) 施設の見通し

①管渠老朽化率

本市においては管渠の整備は概ね完了しており、今後は管渠老朽化率が進んでいくことが想定されます。市では現在、平成29(2017)年度に策定した「立川市下水道管路施設長寿命化計画」に基づき緑川幹線の老朽化対策に着手しており、令和3(2021)年からは「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づき継続して老朽化対策への取り組みを進めていきます。

②施設利用率

現在の錦町下水処理場で処理している汚水については、北多摩二号処理区へ流域編入する令和5(2023)年度までは現状の施設利用率を維持していく想定です。以降、錦町下水処理場での下水処理は終了することになります。

(5) 組織の見通し

現状の体制を基本とし運営する見通しですが、令和5(2023)年度の北多摩2号処理区への流域編入や施設維持管理のための計画的な点検・調査及び修繕など老朽化対策への取り組みが必要なことから、組織及び職員配置の検討が必要となります。

3. 経営の基本方針

(1)基本理念

下水道は、生活環境の改善や浸水の防除等、市民生活や社会活動を支える都市施設として重要な役割を担っています。近年では、自然現象や社会情勢の変化により、下水道に求められる役割が多様化しているなか、快適な生活環境の形成、安全・安心な暮らしの実現、持続可能な経営基盤の強化を図ることが重要となっています。

これらを踏まえ、本市下水道の基本理念を「やすらぎと快適な生活環境を支える下水道」と定めます。

(2)基本方針

基本理念をもとに、本市の下水道が目指す方向として、3つの基本方針を掲げます。

○ 良好な生活環境づくり

公衆衛生の保全など下水道が果たすべき機能を持続させるとともに、水循環社会の形成に努め、誰もが衛生的で快適に暮らせる環境づくりを推進します。

○ 安全・安心な暮らし

豪雨による浸水被害の軽減や地震に対する備えを強化することにより、市民の生命と財産を自然災害から守ります。

○ 安定した下水道経営

快適な市民生活を支える下水道サービスを持続的に提供していくために、下水道施設を適正かつ合理的に管理し、次世代に引き継ぐ健全な経営基盤を構築します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙B、Cのとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理することを目的とした「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づき改築(更新・長寿命化対策)等を実施します。また、流域編入に向けた施設整備や広域雨水幹線の整備を含めた計画的・効率的な雨水管の整備を引き続き進めていきます。
-----	---

○管渠、処理場等の建設及び更新に関する事項

汚水管の整備率が市全体で約95%となっており、都市計画道路事業や立川基地跡地等の新たなまちづくりにより必要となる汚水管の整備について、これらの関連事業の進捗に併せて進める必要があります。

○広域化・共同化・最適化に関する事項

錦町下水処理場が供用開始から50年以上経過し、施設の老朽化対策や高度処理の全面的導入が必要となっております。現在の敷地での更新面積が不足していることや整備には多額の財源が必要となるため、環境基準を達成し、効率的かつ安定した事業運営を行うために、北多摩二号処理区への流域編入を実施することとなりました。令和5(2023)年度中の流域編入に向け、北多摩二号水再生センターへの接続幹線である錦幹線の構築や送水施設の建設を進めていきます。

○投資の平準化に関する事項

①維持管理

これまで下水道の普及推進のため、下水道管や下水処理場、ポンプ場等の施設の建設が進められてきましたが、必要な建設事業が一段落した今後は、施設を適切に管理・運用していく必要があります。より計画的かつ効率的に各施設を維持するため「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づく点検・調査等を実施することで、持続可能な下水道サービスを提供していきます。

②老朽化対策

本市の下水道は、昭和30(1955)年度より整備を行っており、標準耐用年数(50年)を経過した下水道管が増加しております。このため、施設の点検や調査により下水道管の劣化状況を的確に把握し、その結果に基づき、ライフサイクルコストの最小化や事業費の平準化を考慮し計画的に老朽化対策を進める目的で、平成29(2017)年度に策定した「立川市下水道管路施設長寿命化計画」をさらに発展させた「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、老朽化対策を進めています。

③不明水対策

不明水(注2)が大量に流入すると処理能力の低下や経費の増大、土砂の堆積など施設の維持管理に影響がありますので、合流式地区は、目視調査やテレビカメラ調査により地下水の浸入箇所を特定し、取付管を中心に下水道管の継ぎ手部も含め管更生等により継続して対策を行っていきます。分流式地区は、汚水管への雨水の流入を防ぐ密閉式蓋の汚水ますの整備を行い、今後調査・対策の実施について検討する必要があります。

○防災・安全対策に関する事項における浸水対策

近年、局地的豪雨による浸水被害が全国で多発しており、都市化により地中へ浸透する雨の量が減少し、下水道へ流入する雨水が増加していることも浸水被害が発生する要因の一つとなっています。これらの状況から浸水被害の軽減を図るため、雨水管の整備や雨水貯留浸透施設の設置を推進します。

(注2)【不明水】：汚水の処理水から、使用料対象水、区域外受け入れ汚水、その他経費負担すべき者が明らかなものを除いたもの。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	下水道使用料を基本とし、一般会計からの繰入金である雨水処理負担金などを確保しつつ、国庫補助対象事業を優先的かつ重点的に取り組み、さらに投資については企業債を活用します。また、災害時の対応や将来の改築・更新費用の増大に備えた資金を確保するため、未処分利益については、建設改良積立金や減債積立金などに積み立てることとします。
-----	--

○投資による財源

国庫補助金や都補助金を積極的に活用しつつ、企業債については、原則として起債対象額の全額に充当することとします。また、企業債償還期間については最長40年とし、耐用年数等により短期の借り入れとすることとします。なお、今後、企業債の償還金が年度間において過大の負担とならないよう、未処分利益については、建設改良積立金や減債積立金として積み立てることにより、財源として活用を図ることとします。

○下水道使用料

「立川市第4次長期総合計画後期基本計画」の人口の見通しにおいて、今後本市の総人口は横ばいから減少局面に転じると見込まれており、水洗化率もほぼ100%に達していることや節水意識の定着、節水機器の普及などにより、下水使用料収入についても減少傾向となることが見込まれています。

○一般会計からの繰入金である雨水処理負担金や一般会計負担金

地方公営企業繰出基準に基づき繰り入れることを基本としつつ、その額については、毎年度の予算において調整を図ることとします。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○収益的支出(注3)

令和5(2023)年度の北多摩2号処理区への流域編入により、職員給与費を含めた処理場管理運営費から流域下水道の維持管理負担金や建設・改良負担金へ移行することが見込まれています。また、「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づく老朽化対策や労務費(人件費)及び資材費等の上昇による経費の増加が見込まれています。

○企業債の元金償還金

過去に借り入れた企業債の償還が順次終了するため減少傾向となっておりますが、流域編入事業や施設の老朽化対策、空堀川流域における広域雨水幹線整備等に対する企業債の活用により償還額への影響が見込まれています。

(注3)【収益的収支】:一事業年度の企業の経営活動に伴い発生する全ての収益とそれに対応する全ての費用。

なお、資本的収支は、企業の将来の経営活動に備えておこなう建設改良及び建設改良に係る企業債償還金などの支出と、その財源となる収入を指す。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	令和5(2023)年度における錦町下水処理場の北多摩二号処理区への流域編入を進めるため、北多摩二号水再生センターへの下水道幹線である錦幹線の構築や送水施設の建設を進めており、今後も東京都や多摩地域の市町村との連携等、広域化・共同化・最適化について検討していきます。
投資の平準化に関する事項	下水道施設の維持管理及び老朽化に対して、「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理して行きます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	他団体の取組状況を踏まえ、PPP、PFI等、民間活力の活用の必要性について検討を進めます。
その他の取組	流域編入後も錦町下水処理場で利用する施設の耐震化や不用となる施設の撤去についての検討を進めて行く必要があります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	本市では、平成9(1997)年度以降、消費税率の変更に伴う場合を除き使用料の改定は行っておりませんが、流域編入後の経営状況等を踏まえ使用料の検討を行います。
資産活用による収入増加の取組について	他団体の取組状況を踏まえて、資産の有効活用についての研究に取り組みます。
その他の取組	災害時などにおける下水道使用料の減収に備え、下水道事業を継続するための財源の確保に努める必要があります。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	他団体の取組状況を踏まえ、民間活力の活用についての検討を進めます。
職員給与費に関する事項	令和5(2023)年度の流域編入や施設維持管理のための計画的な点検・調査、老朽化・耐震化対策等の取り組みも必要なことから、組織及び職員配置の検討を進めます。
動力費に関する事項	ポンプ施設等の更新にあわせて省エネルギー型設備の導入等、経費節減についての検討を進めます。
薬品費に関する事項	流域編入での錦町下水処理場における下水処理の終了を見据え、適切な管理を進めて行きます。
修繕費に関する事項	下水道施設の維持管理及び老朽化に対して、「立川市下水道ストックマネジメント計画」に基づき、下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理して行きます。
委託費に関する事項	委託内容の見直しや事業の効率化等による経費節減についての検討を進めます。
その他の取組	不明水対策を進めることで、有収率の向上、流域負担金の削減、管渠施設の維持管理費の抑制につなげていきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	<p>経営戦略は策定して終わりではなく、PDCAサイクル(計画PLAN - 実行DO - 検証CHECK - 改善 ACTION)により、継続的な進捗管理を行い、常に経営改善や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。</p> <p>進捗管理は、毎年度末において目標や計画の達成状況について、投資・財政計画と実績のかい離や原因についての検証・評価を行いつつ、実施手法の改善や計画の見直しを検討し、実行するというPDCAサイクルの一連の流れにより行っていくものとします。</p> <p>また、計画のローリング(定期的な見直し)については、少なくとも5年おきに経営実態やその時点における経営環境に照らし合わせて、投資・財政計画の見直しを行っていきます。さらに、適宜経営戦略における目標や施策、計画数値、実施体制等についての変更も検討していきます。</p>
---------------------	---

経営比較分析表 (平成30年度決算)

東京都 立川市

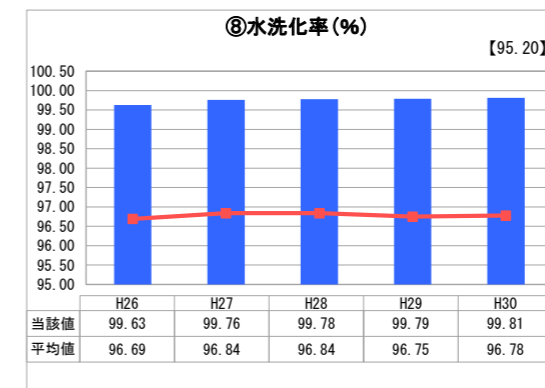
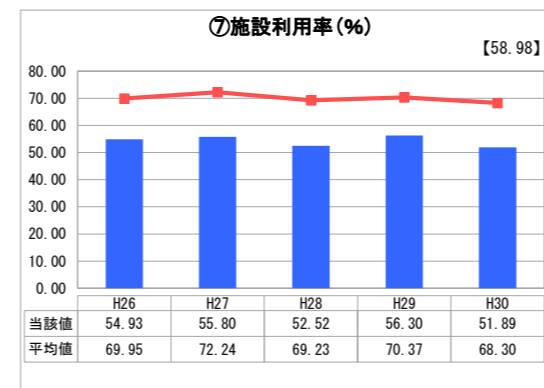
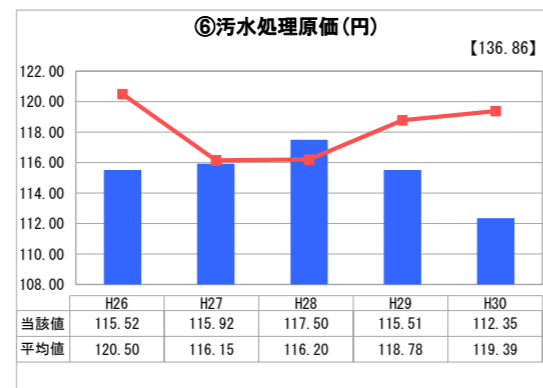
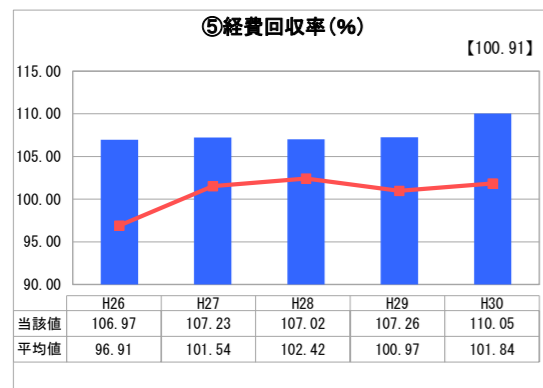
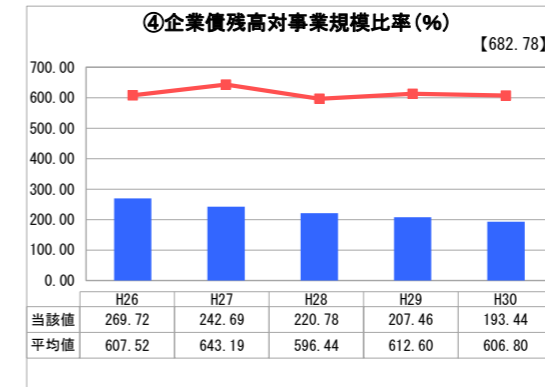
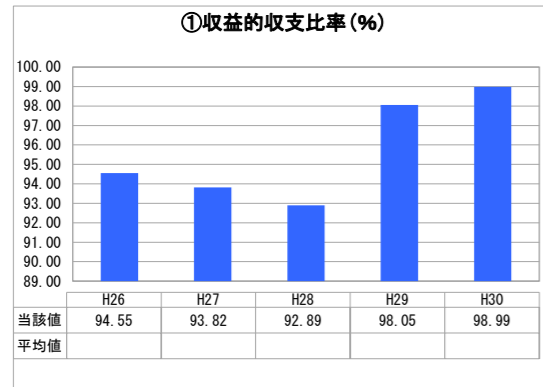
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	公共下水道	Ab	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	100.00	90.80	1,382

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
183,822	24.36	7,546.06
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
183,923	21.73	8,464.01

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成30年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

立川市は、①収益的収支比率は平成26～29(2014～2017)年度の平均95%から今年度99%に改善しましたが100%を少し下回っています。しかし、地方債償還金が減少していく傾向にあり、経費節減に努めていくことによって更に回復が見込まれます。④企業債残高対事業規模比率は、立川市は平成6年度末に下水道普及率100%を達成しているため、市債の企業債残高は償還が進んだことにより平均値の半分以下でかつ年々減少傾向にあり、良好な状況にあります。⑤経費回収率は105～110%と安定しており、⑥汚水処理原価は平成28年度に平均値を上回りましたが平成29年度から再度下回り、健全な経営状況であると考えられます。⑦施設利用率は平均を下回っていますが、現在稼働中の「錦町下水処理場」は令和5年度に「立川市単独処理区」が「東京都流域下水道北多摩二号処理区」に編入される予定であり、施設の更新が無く老朽化していることから、利用率に余裕があることが必要であると考えます。⑧水洗化率はほぼ100%に到達しています。以上の指標の分析結果から、立川市の経営の健全性・効率性ともに問題ないと考えます。

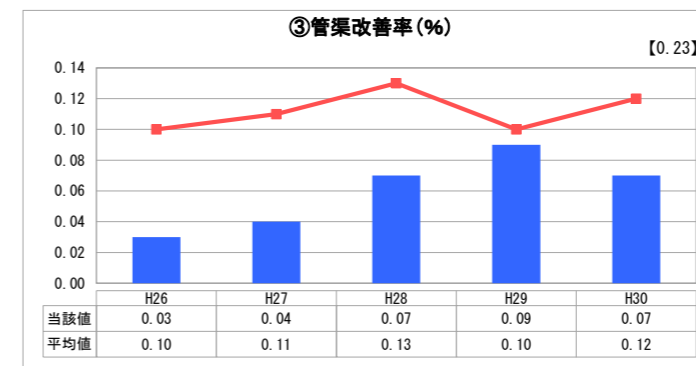
2. 老朽化の状況について

立川市の下水道事業は、昭和30年度より単独公共下水道として単独処理区の事業に着手し、JR立川駅周辺を中心に整備を進め、昭和42年には錦町下水処理場の供用を開始しました。その後、人口増加による市街化に併せて、昭和52年から昭和55年にかけて多摩川上流処理区、北多摩一号処理区及び北多摩二号処理区の3つの処理区を、東京都の水再生センターを終末処理場とする流域関連公共下水道として事業に着手し、現在、4つの処理区となっています。管渠については、標準耐用年数(50年)を超過した下水道管が増加しつつあり、点検や調査により劣化状況を的確に把握し、その結果に基づき、ライフサイクルコストの最小化や事業費の平準化を考慮した計画的な老朽化対策である長寿命化事業を行っていきます。

全体総括

立川市の下水道事業は、現状では経営の健全性・効率性ともに問題ないと考えられます。一方、施設の老朽化対策は今後の課題となっています。今後は適正な施設管理と安定した下水道経営を図るため、固定資産台帳の整備を行い、令和2年度に公営企業会計への移行を予定しています。

2. 老朽化の状況



※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

法適用企業・収益の収支【別紙B】

(単位:千円,%)

区 分		年 度	2020年度 〔 決 算 見 込 〕	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		3,782,347	3,870,698	3,887,652	3,883,586	3,822,617	3,816,775	3,817,436	3,820,336	3,821,723	3,822,830	3,821,851	
	(1) 料 金 収 入		2,282,905	2,335,455	2,358,113	2,350,772	2,343,430	2,336,088	2,328,747	2,321,405	2,314,063	2,306,721	2,299,380	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)													
	(3) そ の 他		1,499,442	1,535,243	1,529,539	1,532,814	1,479,187	1,480,687	1,488,689	1,498,931	1,507,660	1,516,109	1,522,471	
	2. 営 業 外 収 益		1,039,731	1,060,271	1,052,320	1,046,511	1,092,103	1,084,566	1,093,689	1,105,600	1,104,295	1,090,959	1,087,418	
	(1) 補 助 金		150,954	213,611	229,405	227,404	231,320	222,269	226,262	233,945	230,246	214,740	215,585	
	他 会 計 負 担 金		148,909	157,139	157,624	158,269	150,136	150,960	151,788	152,620	153,457	154,299	154,299	155,144
	そ の 他 補 助 金		2,045	56,472	71,781	69,135	81,184	71,309	74,474	81,325	76,789	60,441	60,441	60,441
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		888,674	846,557	822,812	819,004	860,680	862,194	867,324	871,552	873,946	876,116	871,730	
	(3) そ の 他		103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103	103
	収 入 計 (C)		4,822,078	4,930,969	4,939,972	4,930,097	4,914,720	4,901,341	4,911,125	4,925,936	4,926,018	4,913,789	4,909,269	
	1. 営 業 費 用		4,343,817	4,413,985	4,376,493	4,377,965	4,347,517	4,357,147	4,380,694	4,405,539	4,427,136	4,447,970	4,453,933	
	(1) 職 員 給 与 費		224,516	225,414	226,316	227,448	148,813	150,415	152,028	153,652	155,287	156,934	158,593	
基 本 給		101,357	101,762	102,169	102,680	61,743	62,466	63,194	63,927	64,665	65,409	66,158		
退 職 給 付 費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
そ の 他		123,159	123,652	124,147	124,768	87,070	87,949	88,834	89,725	90,622	91,525	92,435		
(2) 経 費		2,171,303	2,302,817	2,309,725	2,318,964	2,266,747	2,278,399	2,290,111	2,301,881	2,313,710	2,325,599	2,337,546		
動 力 費		181,263	181,807	182,352	183,081	54,881	57,516	60,156	62,800	65,449	68,104	70,762		
修 繕 費		650,379	702,330	704,437	707,255	424,314	427,868	431,440	435,030	438,638	442,264	445,908		
材 料 費		5,396	5,412	5,428	5,450	5,112	5,139	5,167	5,195	5,223	5,251	5,279		
そ の 他		1,334,265	1,413,268	1,417,508	1,423,178	1,782,440	1,787,876	1,793,348	1,798,856	1,804,400	1,809,980	1,815,597		
(3) 減 価 償 却 費		1,947,998	1,885,754	1,840,452	1,831,553	1,931,957	1,928,333	1,938,555	1,950,006	1,958,139	1,965,437	1,957,794		
2. 営 業 外 費 用		350,461	333,304	333,803	336,721	323,741	318,645	321,075	327,373	330,199	331,799	337,813		
(1) 支 払 利 息		201,498	177,827	177,454	180,282	171,728	167,324	168,714	173,447	175,850	178,099	183,497		
(2) そ の 他		148,963	155,477	156,349	156,439	152,013	151,321	152,361	153,926	154,349	153,700	154,316		
支 出 計 (D)		4,694,278	4,747,289	4,710,296	4,714,686	4,671,258	4,675,792	4,701,769	4,732,912	4,757,335	4,779,769	4,791,746		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		127,800	183,680	229,676	215,411	243,462	225,549	209,356	193,024	168,683	134,020	117,523		
特 別 利 益 (F)														
特 別 損 失 (G)		59,764												
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 59,764	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		68,036	183,680	229,676	215,411	243,462	225,549	209,356	193,024	168,683	134,020	117,523		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)														
流 動 資 産 (J)		724,444	934,659	1,071,301	1,153,370	1,616,461	2,128,016	2,590,112	2,994,815	3,495,630	4,047,896	4,047,061		
う ち 未 収 金		296,001	265,676	268,254	267,419	266,584	265,748	264,913	264,078	263,243	262,408	261,573		
流 動 負 債 (K)		1,488,850	1,468,471	1,274,135	994,835	976,869	1,036,588	1,020,754	919,288	884,562	878,760	1,102,253		
う ち 建 設 改 良 費 分		1,198,247	967,823	915,176	866,411	832,798	837,413	799,011	762,112	716,733	664,560	645,996		
う ち 一 時 借 入 金														
う ち 未 払 金		258,622	500,648	358,959	128,424	144,071	199,175	221,743	157,176	167,829	214,200	456,257		
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)														
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 額 (L)														
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		3,782,347	3,870,698	3,887,652	3,883,586	3,822,617	3,816,775	3,817,436	3,820,336	3,821,723	3,822,830	3,821,851		
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M)×100)														
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 額 (N)														
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 の 額 (O)														
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 規 事 業 の 規 模 (P)														
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P)×100)														

投資・財政計画
(収支計画)

法適用企業・資本的収支【別紙C】

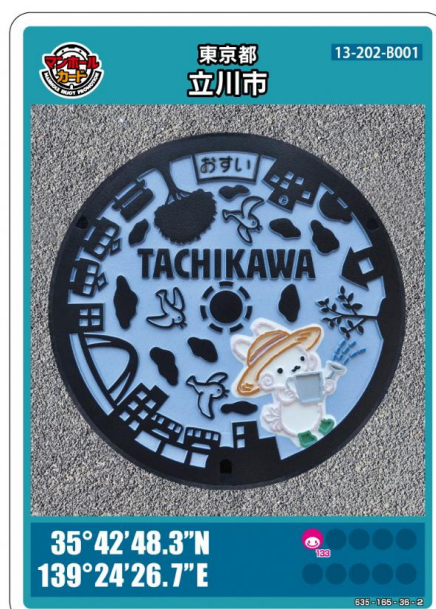
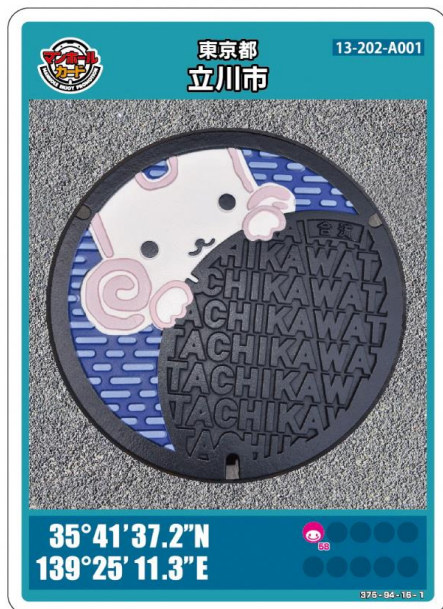
(単位:千円)

年 度		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	
区 分		(決 算 込)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)	(令和11年度)	(令和12年度)	
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	1,964,500	2,948,994	2,200,812	852,845	958,878	1,316,062	1,488,789	1,099,539	1,041,337	1,285,539	2,601,233	
	うち資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金	229,333	122,692										
	3. 他 会 計 補 助 金												
	4. 他 会 計 負 担 金	290,921	289,019	233,755	138,840	142,616	156,973	153,386	144,100	140,664	148,240	179,699	
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	988,176	1,638,409	1,061,596	259,750	300,797	461,896	511,006	282,805	447,718	644,402	1,640,766	
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金	8,856	3,556	2,115	374	1,354	4,359	4,917	2,647	5,818	9,310	25,683	
	9. そ の 他												
	計 (A)	3,481,786	5,002,670	3,498,278	1,251,809	1,403,645	1,939,290	2,158,098	1,529,091	1,635,537	2,087,491	4,447,381	
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	3,481,786	5,002,670	3,498,278	1,251,809	1,403,645	1,939,290	2,158,098	1,529,091	1,635,537	2,087,491	4,447,381	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	3,242,453	4,880,748	3,499,441	1,251,989	1,404,529	1,941,729	2,161,744	1,532,289	1,636,139	2,088,204	4,447,985	
	うち職員給与費	102,983	103,395	103,809	104,328	104,954	105,689	106,429	107,174	107,924	108,679	109,440	
	2. 企 業 債 償 還 金	1,392,197	1,197,013	967,823	915,176	866,411	832,798	837,413	799,011	762,112	716,733	664,560	
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
	5. そ の 他												
計 (D)	4,634,650	6,077,761	4,467,264	2,167,165	2,270,940	2,774,527	2,999,157	2,331,300	2,398,251	2,804,937	5,112,545		
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)	1,152,864	1,075,091	968,986	915,356	867,295	835,237	841,059	802,209	762,714	717,446	665,164		
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	1,059,324	1,039,197	968,986	915,356	867,295	835,237	841,059	802,209	762,714	717,446	665,164	
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額												
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	93,540	35,894										
	計 (F)	1,152,864	1,075,091	968,986	915,356	867,295	835,237	841,059	802,209	762,714	717,446	665,164	
補填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	13,827,372	15,579,353	16,812,342	16,750,011	16,842,478	17,325,742	17,977,118	18,277,646	18,556,872	19,125,678	21,062,351		

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
区 分		(決 算 込)	(令和3年度)	(令和4年度)	(令和5年度)	(令和6年度)	(令和7年度)	(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)	(令和11年度)	(令和12年度)
収 益 的 収 支 分		1,632,329	1,670,276	1,665,057	1,668,977	1,628,249	1,630,573	1,639,403	1,650,477	1,660,043	1,669,334	1,676,541
	うち基準内繰入金	1,592,900	1,632,677	1,628,526	1,633,553	1,593,974	1,597,007	1,606,268	1,617,650	1,627,479	1,636,991	1,644,333
	うち基準外繰入金	39,429	37,599	36,531	35,424	34,275	33,566	33,135	32,827	32,564	32,343	32,208
資 本 的 収 支 分		520,254	411,711	233,755	138,840	142,616	156,973	153,386	144,100	140,664	148,240	179,699
	うち基準内繰入金	229,333	122,692	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	うち基準外繰入金	290,921	289,019	233,755	138,840	142,616	156,973	153,386	144,100	140,664	148,240	179,699
合 計	2,152,583	2,081,987	1,898,812	1,807,817	1,770,865	1,787,546	1,792,789	1,794,577	1,800,707	1,817,574	1,856,240	



立川市下水道事業経営戦略
令和3（2021）年2月発行

発行 立川市

〒190-8666

東京都立川市泉町1156番地の9

電話 042-523-2111（代表）

Fax 042-524-2603

HP <https://www.city.tachikawa.lg.jp/>

編集 環境下水道部下水道管理課